

準耐火建築物で居室等を2階又は地階に設ける場合の手続きについて

枚方市 福祉部 福祉指導監査課

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、及び指定(介護予防)短期入所生活介護事業所の建物は、原則、耐火建築物でなければならないですが、次に掲げる要件の場合は準耐火建築物とすることができるものとしています。

1. 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
2. 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ①消防長と相談の上、非常災害に関する具体的計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ②定期的に行う避難及び救出の訓練その他必要な訓練は、非常災害に関する具体的計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ③火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

上記2.の要件により準耐火建築物とする場合については、本市福祉指導監査課との事前協議や指定申請手続き前に、所轄消防署にて必要な手続きがあります。その概要については次のとおりです。

事前協議までに必要な手続き

- a. 意見書の交付申請を行うために、次の書類を作成後、所轄消防署に提出する。
 - ・意見書交付申請書
 - ・避難計算確認書
 - ・避難計算の適否を確認できる図面
 - ・同意書（近隣協力者、代替介助者）
 - ・その他所轄消防署が必要と認める書類
 - b. 申請した意見書が所轄消防署から交付されるので、その写しを本市福祉指導監査課との事前協議時に提出する。あわせて所轄消防署に提出した上記a.の書類（申請書は除く）の写しも提出する。
- ※ 事前協議以後に図面に変更がある場合は、所轄消防署及び本市福祉指導監査課で必ず確認を行ってください。

指定申請までに必要な手続き

- c. 避難訓練、地域住民等との連携体制について、次の書類を作成後、所轄消防署に提出する。
 - ・避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書（正・副の2部）
 - ・その他所轄消防署が必要と認める書類
- d. 提出した避難訓練等実施予定・地域住民等連携体制整備予定書（副）が、所轄消防署から通知されるので、その写し（要原本証明）を指定申請時に提出する。
- e. 利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めた消防計画を作成し、その写し（所轄消防署の受付済）（要原本証明）を指定申請時に提出する。
- f. 地域住民等との連携体制の整備の概要（任意様式）を作成し、指定申請時に提出する。

※交付や通知に要する期間については、所轄消防署にて予め確認してください。

※各様式などにつきましては、所轄消防署へお問い合わせください。